第二十一号の二様式記載上の注意(4) cを次のように改める。

c　「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。

なお、発行残高の上限を記載した場合であって、今回発行登録により募集を行う特定内国資産流動化証券の形態が特定社債券であるときには、発行登録書の提出日前に募集により発行された特定社債のうち当該発行登録書に記載された発行予定期間内に償還が予定される特定社債の償還期日及び償還額を欄外に記載すること。

第二十一号の二様式記載上の注意(5) bを次のように改める。

(d)　今回発行登録により募集を行う特定内国資産流動化証券の形態が特定社債である場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された特定社債のうちこの発行登録追補書類の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される特定社債の償還期日及び償還額を記載すること。

第二十一号様式記載上の注意(4) cを次のように改める。

c　「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。

なお、発行残高の上限を記載した場合であって、今回発行登録により募集を行う外国投資証券の形態が外国投資法人債券（短期外債を除く。）であるときには、発行登録書の提出日前に募集により発行された外国投資法人債のうち当該発行登録書に記載された発行予定期間内に償還が予定される外国投資法人債の償還期日及び償還額を欄外に記載すること。

第二十一号様式記載上の注意(5) bに次のように加える。

(d)　今回発行登録により募集を行う外国投資証券の形態が外国投資法人債券（短期外債を除く。）である場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された外国投資法人債のうちこの発行登録追補書類の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される外国投資法人債の償還期日及び償還額を記載すること。

第二十一号の二様式記載上の注意(4) cを次のように改める。

c　「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。

なお、発行残高の上限を記載した場合であって、今回発行登録により募集を行う特定外国資産流動化証券の形態が社債券である場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された社債のうちこの発行登録追補書類の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される社債の償還期日及び償還額を記載すること。

第二十一号の二様式記載上の注意(5) bに次のように加える。

(d)　今回発行登録により募集を行う特定外国資産流動化証券の形態が社債券である場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された社債のうちこの発行登録追補書類の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される社債の償還期日及び償還額を記載すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、平成二十四年十月一日から施行する。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令第十一号の三様式記載上の注意(3) d、第十二号様式記載上の注意(3) c及び(4) b (d)並びに第十五号様式記載上の注意(3) c及び(4) b (d)の規定は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する発行登録書（金融商品取引法第二十三条の三第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録書をいう。以下同じ。）の訂正発行登録書（同法第二十三条の四（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する訂正発行登録書をいう。以下同じ。）及び施行日以後に提出する発行登録書に係る発行登録追補書類（同法第二十三条の八第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録追補書類をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に提出した発行登録書の訂正発行登録書及び施行日前に提出した発行登録書に係る発行登録追補書類については、なお従前の例による。

（外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第七号様式記載上の注意(4) d並びに第九号様式記載上の注意(2) c及び(3) b (d)の規定は、施行日以後に提出する発行登録書の訂正発行登録書及び施行日以後に提出する発行登録書に係る発行登録追補書類について適用し、施行日前に提出した発行登録書の訂正発行登録書及び施行日前に提出した発行登録書に係る発行登録追補書類については、なお従前の例による。

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第二条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第十七号様式記載上の注意(4) d、第十七号の二様式記載上の注意(2) d、第十八号様式記載上の注意(4) d、第十八号の二様式記載上の注意(2) d、第二十一号様式記載上の注意(4) c及び(5) b (d)、第二十一号の二様式記載上の注意(4) c及び(5) b (d)、第二十二号様式記載上の注意(4) c及び(5) b (d)並びに第二十二号の二様式記載上の注意(4) c及び(5) b (d)の規定は、施行日以後に提出する発行登録書の訂正発行登録書及び施行日以後に提出する発行登録追補書類について適用し、施行日前に提出した発行登録書の訂正発行登録書及び施行日前に提出した発行登録書に係る発行登録追補書類については、なお従前の例による。

○内閣府令第六十五号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）の施行に伴い、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年九月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦